

都市計画法第34条第1号許可基準一覧表（参考）

[II] 日常生活のための必要な店舗等

対象業種		サービス対象区域及びサービス対象戸数	敷地面積	業務の用に供する部分の規模	その他
中分類	小分類又は細分類				
織物・衣服・身の回り品小売業(57)	男子服(572), 婦人・子供服(573), 靴・履物(574), かばん・袋物(5791), 下着類(5792), 洋品雑貨・小間物(5693)	半径500m内の市街化調整区域に住宅が100戸以上あり, 当該既存集落と密接な関連がある地域。又は, 調整区域の50戸以上の住宅が連たんする集落内地域	500㎡以内	50㎡～200㎡	
飲食物品小売業(58)	各種食料品(581), 野菜・果実(582), 食肉(583), 鮮魚(584), 酒(585), 菓子・パン(586), 料理品(5895のうち総菜屋, 揚物, 調理パン, おにぎり, すし, 煮豆の小売業, 持帰弁当屋), 米穀類(5896), 豆腐・かまぼこ等加工食(5897) ※3.(3)	〃	〃	〃	菓子・パン小売業, 料理品小売業, 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業は, 製造部門併設を認めることとするが, 製造部門を主体とするものではなく, 当該店舗での販売を目的としたものに限る。 ※3.(3)
〃	コンビニエンスストア(5891)	〃	1,000㎡以内	〃	
その他の小売業(60)	医薬品・化粧品(603), 苗・種子(6042), 肥料・飼料(6043), 燃料(6052), 書籍・文房具(606 ただし, 新聞を除く)	〃	500㎡以内	50㎡～200㎡ (調剤薬局は25㎡～200㎡)	苗・種子小売業, 肥料・飼料小売業は, 農業資材の小売も併設してよい ※3.(4)
〃	ガンリンスタンド(6051)	〃	1,000㎡以内	50㎡～200㎡ (キャノピー部分は除く) ※4.(2)	洗車場, 簡易な自動車点検のための作業所の併設を認める。 ※4.(8)
一般飲食店(76)	食堂・レストラン(761), 専門料理店(762 ただし, 料亭を除く), そば・うどん店(763), すし店(764), 喫茶店(767), その他飲食店(769)	〃	500㎡以内	50㎡～200㎡	
機械器具小売業(59)	二輪自動車(5914), 自転車(592)	〃	〃	25㎡～200㎡	
洗濯・理容・美容・浴場業(78)	普通洗濯業(7811), 理容業(782), 美容業(783)	〃	〃	〃	理容・美容業の場合でやむを得ない場合は, 25㎡以下でも可 ※4.(2)
医療業(83)	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所(8351)	〃	〃	〃	
技術サービス業(74)	獣医業(741 ただし, 家畜診療の用に供する建築物を除く)	〃	〃	〃	
	自動精米所	〃	100㎡以内	25㎡以内	付属して設置される米ぬかやみみがら等の貯蔵庫は倉庫等とする ※4.(6)
	銀行等出張所(CD及びATMの設置に限る。) ※3.(2)	〃	〃	〃	
	ファーストフード店	〃	1,000㎡以内	50㎡～200㎡	
自動車整備業(89)	自動車一般整備業(8911), その他の自動車車体整備業(8919)(板金塗装)	〃	〃	〃	従業員4名以内とし, 管理上必要なもの(休憩所, 湯沸室, 更衣室, シャワー室, 便所)の規模は50㎡以下とする。また, 事務所は工場と同棟とし, ショールームの設置は認めない。 ※4.(7)
	農機具修理業	半径500m内の市街化調整区域に農家住宅が100戸以上あり, 当該既存集落と密接な関連がある地域。又は, 調整区域の50戸以上の農家住宅が連たんする集落内地域	〃	300㎡以内 修理部門: 200㎡以内 販売部門: 100㎡以内	農機具の小売りも併設してよいが, 小売りのみでは対象外 ※3.(5)
銀行業(62)	普通銀行(6221)	半径500m内の市街化調整区域に住宅が300戸以上あり, 当該既存集落と密接な関連がある地域。又は, 調整区域の150戸以上の住宅が連たんする集落内地域	1,000㎡以内 施設計画によりやむを得ない場合は, この限りでない。 ※4.(1)	200㎡以内 施設計画によりやむを得ない場合はこの限りでない。 ※4.(2)	連合会は許可対象外 ※3.(5)
協同組織金融業(63)	信用金庫(6311 ただし, 連合会を除く)	〃	〃	〃	
	地区集会所, 農業協同組合	既存集落と密接な関連がある地域	〃	〃	